

第 4 次男女共同参画基本計画の策定に向けた論点（案）

平成 27 年 2 月 6 日
内閣府男女共同参画局

I 基本的考え方（検討済の内容を除く）

1 計画の名称を変更すべきか（サブタイトルの使用も含めて検討）。

【専門調査会等における御意見】

- 「男女共同参画基本計画」というワーディングについて、関心が無い人たちへの周知という観点から議論が必要。計画の名称を変えるか、サブタイトルを付けられないか。
- 「男女共同参画」には、女性の参画拡大とジェンダー平等の二つの要素がある。
- サブタイトルをつけるイメージならどうか。「女性の活躍」のような名称にすると、男女共同参画基本法ではなく女性活躍推進法の下位に位置付けられる計画に見える虞があり、それには反対。

2 「目指すべき社会」のあり方はこれでよいか。

【専門調査会等における御意見】

- 目指すべき社会の①～③は個人の理想の姿を書いているが、組織としても男女共同参画の実現が望ましいことから、例えば男女を含む多様な主体の協力で社会の重要事項が決定される旨の内容を目標に入れ込んでもいいのでは。
- 目指すべき社会の書きぶりがやや受け身な印象なので、能動的なニュアンスを出せないか。男女がともに社会を支えるイメージ。

3 次の「項目」の名称を変更すべきか。

(1) 男女の雇用等における均等な機会・待遇の確保、仕事と生活の調和

【専門調査会等における御意見】

- 「均等な機会・待遇」の言葉はもう使わなくてもよいのでは。あからさまな差別はなくなっている一方、現実の格差が残っていることを踏まえ、ポジティブ・アクション（この用語も要検討）を前面に出す段階。

(2) 科学技術・学術における男女共同参画の推進

【専門調査会等における御意見】

- 項目④（科学技術・学術）について、今の書き方では裾野の拡大だけ。指導的地位に就く女性の拡大の要素を入れるべき。

II あらゆる分野における女性の活躍推進

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 「2020年30%」の達成に向けたロードマップをどのように設定していくか

【専門調査会等における御意見】

- 「2020年30%」は、社会全体としての目標であって、個々の企業の目標とリンクしている必要はないのでは。
- 「2020年30%」という目標をやめる必要は全くない。それぞれができるだけの努力をするという意味では、こうした目標がないとなかなか進まないのでは。
- 少し背伸びすれば届く目標とすることが大事では。どう試算しても絶対に達成不可能な目標を立てるのは問題。

(2) 「2020年30%」の達成に向けた取組として、ポジティブ・アクションをどのように進めていくか

【専門調査会等における御意見】

- 3次計画に喫緊の課題としてポジティブ・アクションの推進を明記した。4次計画においても、基本的な考え方にポジティブ・アクションをしっかりと書き込むべきでは。
- クォータ制の導入については、慎重に検討すべきでは。

ア 政治分野における取組をどのように進めるか

【専門調査会等における御意見】

- 女性の参画拡大がなかなか進まないのは政治分野。政治の場で議論してもらう必要がある。クォータ制の導入に向けた検討も必要では。
- 政党に申し入れをしたが、結果として今年の選挙でも女性議員は増えていない。これからも政治分野での取組を続けることを基本計画に書く必要がある。
- クォータといっても比例代表制しか導入できないと思うが、例えば、韓国も比例代表部分につき候補者に占める女性割合を50%とするクォータ制をとっているのでは、そこまで今回議論するかどうか。
- 法律によるクォータの中でも、政党への補助金などの手法をとっている国もあり、4次計画で議論すべき。
- 女性活躍推進法は政治分野等をカバーしない。全分野をカバーするポジティブ・アクションの基本法について検討する必要があるのでは。
- 自治会組織や業界団体に女性リーダーが登用されると結果的に女性議員も増えるのでは。
- 政治家が年休2日でなくなれば、もっと女性議員は増えると思う。議員の方から長時間労働の抑制とWLBをお願いするのが、一番効果がある。

イ 国家公務員等の公務分野における取組をどのように加速化するか

(※「女性活躍推進法案」が成立した場合、同法に基づく事業主行動計画作成指針の作成などを通じた取組が行われる予定)

【専門調査会等における御意見】

- 国家公務員の超過勤務の削減の数値目標と期限を示すべきでは。

ウ 民間分野における取組をどのように促進・支援するか。

(※「女性活躍推進法案」が成立した場合、同法に基づく事業主行動計画作成指針の作成などを通じた取組が行われる予定)

【専門調査会等における御意見】

- 雇用分野は義務付けや強制的な措置が結果として雇用の減少につながる懸念がある。自由を認め、多様な選択肢を作ることが我が国にとって合理的なアプローチでは。

エ 司法分野における取組をどのように進めるか

【専門調査会等における御意見】

- 育児中の検察官や裁判官について、今後とも子育てしやすいよう配慮していくことが大事では。
- 検察官、裁判官の中途退職率のデータを取るべきでは。

オ その他【それぞれ関連する分野において議論を行った上で、本分野にも記載】

(ア) 自治会、PTA など、地域における政策・方針決定過程への女性の参画をどのように進めるか

(イ) 農業委員会、農業協同組合、土地改良区、集落営農等における女性の登用促進、その他 農山漁村 の女性リーダー育成に向け、どのような取組が必要か

(ウ) 研究機関、大学、企業等における 女性研究者 の採用促進や、研究機関、大学、企業、関係団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、どのような取組が必要か

(エ) (世論形成に大きな影響力を有する) 放送・新聞・出版業界 における女性の参画を進めるには、どのような取組が必要か

- (オ) 防災・復興のために必要な対策・対応に男女共同参画の視点を取り入れるため、女性の参画を今後さらに拡大していくには、どのような取組が必要か
- (カ) ODA、紛争・自然災害等に関する 国際的な政策・方針決定過程への女性の参画、国際機関等の専門職員、国際会議の委員や日本政府代表等への女性の参画、在外公館における主要ポストへの女性の登用を進めるには、どのような取組が必要か。
- (キ) 女性医師の両立や離職・休職した女性医師の復職、医療機関や関係団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大には、どのような取組が必要か
- (ク) 中学校、高等学校における女性教員の採用の拡大、採用割合と管理職割合の乖離の是正には、どのような取組が必要か
- (ケ) 女子学生の 高等教育（大学、大学院等）への進学に対する支援をどのように充実させるか

2 男女の雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保、仕事と生活の調和

- (1) 男女の均等な機会・待遇の確保には、どのような取組が必要か（賃金格差の是正、企業におけるポジティブ・アクションの強化方策など）

【専門調査会等における御意見】

- 男女の賃金格差について、相対比率だけではなく金額差も明らかにすべきでは。
- 大企業では子育てとキャリアアップの両立が難しい。
- ポジティブ・アクションの成功事例を周知・広報してもらいたい。
- **ILO第100号条約の実効性確保のため、職務評価手法など、具体的な取組を行っていくべきでは。**

- (2) 職場におけるマタニティハラスメントやセクシュアルハラスメントの防止にはどのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- マタニティハラスメントについて、国でも調査し、均等法等について周知を行ってもらいたい。

- (3) 非正規雇用者に対する支援（正規化、処遇改善（賃金格差の是正等）、育児休業の取得促進などの両立支援、離職を余儀なくされた際の支援など）としては、どのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- 地方では、女性の活躍推進の流れになかなか乗ることができず、それ以前の問題として、非正規が増えている状況。
- 非正規雇用問題の解決には、将来的には正規社員と非正規社員の評価基準の統一が必要。経過的な取組として、非正規社員から正規社員への転換制度を義務付けるべきでは。
- 中小企業の従業員や大企業の非正規従業員は、育児休業制度を知らなかったり、利用できない状況。

- (4) 「働き方改革」（長時間労働の抑止、多様で柔軟な働き方の推進等）には、どのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- 男性型の価値基準、性別役割分担意識など男性の問題が一番の根本にある。ここを変えれば、女性の参画は進むのでは。
- フィンランドは4時に両親ともに帰宅し、子どもを塾に連れて行くなど子育てをしている。長時間労働をやめようと言うのはそういう意味。女性が子育てか働くかの2択を迫られる状況を解消することを大きくうたいたい。
- 男女が仕事と子育ての両方ができるよう、働き方も変えなければいけない。
- 企業の働き方の見直しは、企業全般に対する取組ではなく、現場においてどこに問題があるかを把握し、そこを改善しないと変わらない。

(5) 仕事と育児・介護の両立、円滑な再就職には、どのような取組が必要か（企業へのインセンティブの拡大、多様で柔軟な働き方、キャリアパスの確立など）

【専門調査会等における御意見】

- 男性も女性も子育てをしながら無理なく働き続けることを前提とする社会の仕組みが必要。
- 早く出産することとキャリア形成を両立できるような職場環境が大事。
- 管理職への昇進を目指すのか、パートで働くのかだけでなく、その中道をいく仕事を上手につくり出すことが、女性にとって大事なことで
- 女性の就業継続には子育て環境の整備が必要だが、施設整備だけでなく保育士や指導員の処遇改善が重要。

(6) 育児・介護・家事への男性の参画を促進するため、どのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- 「6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間」は象徴的な成果目標の一つであり、その達成に向けた課題を考えていくことが重要。
- 男性の育児休業の取得率を2020年に13%にするという目標がある。上の世代が相変わらず否定的で、育児休業をとる世代の認識が低いわけではない印象。
- 育児・家事等の意識を含め、男女共同参画の意識は小さな頃から身につけていると家庭の中でもそれが当たり前になる。学校教育で取り上げてほしい。

(7) 地域における育児や介護の受け皿の確保、放課後対策の強化、サポート制度（病児保育含む）の充実には、どのような取組が必要か（都市部と農山村部の違いに配慮）

【専門調査会等における御意見】

- 放課後児童クラブの終了時刻を遅くする場合は、指導者の待遇が課題。地方と都市部では差があると思われる。
- 家族が大事だから女性は社会で活躍しなくても良いというのではなく、どうやって仕事と家庭を両立するかがますます重要。
- 介護保険だけでは賄えず在宅介護が増えている中、介護休業制度の在り方について、議論を深めてほしい。

(8) 自営業で働いている女性に関する課題をどのようにとらえ、取組を進めるか

【専門調査会等における御意見】

- 「雇用」は扱っているが「自営業セクター」は明確には書いていない。

(9) 女性の起業を促進するために、どのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- 既存の会社で女性の経営者を増やすのには限界があるので、起業支援を強化してほしい。また、自営業（起業）に関する成果目標もきちんと整備してほしい。

3 地域・農山漁村における男女共同参画の推進

- (1) 自治会、PTA など、地域における政策・方針決定過程への女性の参画をどのように進めるか（再掲）
- (2) 地域経済団体、地域金融機関、農林水産団体、NPO等、多様な主体の連携による地域ぐるみの取組をどのように進めるか
- (3) 農業委員会、農業協同組合、**土地改良区、集落営農等**における女性の登用促進、その他農山漁村の女性リーダー育成に向け、どのような取組が必要か（再掲）

【専門調査会等における御意見】

- 農業委員会制度改革に関する法律が成立する可能性が強いが、農業委員の選出方法について、女性登用に水を差すようなものとならないか確認が必要。
- 農業委員に女性が1人は入るよう首長に働きかけるべきでは。
- 土地改良区の役員に女性が参画できるような手立てを講じてほしい。
- **土地改良区と同類のものとして、集落営農の指導層への女性の参画拡大に触れてほしい。**
- **基幹的業務を担う女性が増えており、研修などのサポートが必要。**

- (4) 農山漁村における女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上には、どのような取組が必要か（農地など固定資産の形成、家族経営協定、地方自治体における取組の強化など）

【専門調査会等における御意見】

- 女性が農地等の固定資産を持つと、社会・経営参画にもつながるのでは。

- (5) 女性の新規就農や働きやすい就農環境の確保には、どのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- **女性若手層の相互の情報交換の場が減り、経営の素養を養うことが難しくなっている。ネットワークづくりなどを支援すべき。**
- **働きやすい就農環境について、6次産業化や就業などに伴い、女性の過重労働が問題になっている点に留意した内容にすべき。**
- **女性の活躍推進に取り組む農業法人等経営体の見える化や女性の農業経営等への参画の推進、女性による起業・創業の支援など、女性の活動支援をいっそう推進すべきでは。**

4 科学技術・学術における男女共同参画の推進

- (1) 研究機関、**大学**、**企業**等における女性研究者の研究継続、育児期間後の復帰支援について、どのような取組が必要か（再掲）

【専門調査会等における御意見】

- 教育を受けた女性が結婚や出産後も社会で活躍できるよう支援すべき。
- 学術分野でも、可能な形でポジティブ・アクションを進めるべき。

- (2) 研究機関、**大学**、**企業**等における女性研究者の採用促進や、研究機関、**大学**、**企業**、関係団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、どのような取組が必要か（再掲）

【専門調査会等における御意見】

- 科学技術・学術分野における意思決定層への女性の登用・参画拡大を盛り込むことが必要。
- 企業研究者に占める女性割合が特に低い。企業での女性比率、マネジメント層の女性比率を高めるため、企業による自主的な行動計画や目標の設定を促すなどの取組が必要。
- 女性研究者は雇用関係にあるので女性活躍推進法の射程に入る。同法を活用すべき。
- 総合科学技術・イノベーション会議が策定した第4期科学技術基本計画における女性の採用比率目標と整合性を確保するべき。

- (3) 女子学生・生徒の理工系分野への進路選択支援を強化する観点から、本人、保護者、学校、企業等に対してどのようなアプローチが必要か

【専門調査会等における御意見】

- 女子生徒の理系選択のチャンスを学校教育の中で取り入れていくべき。
- 女子学生が理系に進まない背景には、退職や再就職に関し現実以上に困難なイメージを母親や教員からすり込まれていることがある。支援制度だけでなく、正しい情報を教えることが必要。

- (4) これまで男性が多くを占めてきた理工系分野への女性参画(けんせつ小町やトラガールなど)が進みつつあるが、これを加速するためにどのような取組が必要か

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の構築

5 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

(1) 女子差別撤廃委員会の見解に対し、世論の動向等を踏まえつつ、関係法令のあり方についてどのように考えるか

【専門調査会等における御意見】

- 選択的夫婦別氏制度については、通称使用の現状等の調査を行うなど、何らかの形で検討すべきでは。
- 選択的夫婦別氏制度について、法務省がかつて準備した案の導入を想定しているのか、あるいは通称使用の拡大をとる選択肢もあるのか。
- 嫡出推定の問題なども検討すべきでは。
- 第900条（婚外子の相続）が改正され、第750条（夫婦の氏）や第733条（再婚禁止期間）の改正に関する議論を取り巻く環境が変わった点に留意すべき。
- 勧告案のとおりに対応ができない場合、代替案を検討すべき。

(2) 男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の構築に向けて、さらにどのような取組が必要か（配偶者控除、第3号被保険者制度など）

【専門調査会等における御意見】

- 配偶者控除と第3号被保険者の問題について、いわゆる「収入の崖」が各世帯に与える影響が極めて大きいことを認識すべきでは。
- 納税額に占める男女の割合の実態について、しっかり分析すべき。
- 被用者保険の短時間労働者への適用を拡大していくと、雇用自体が減ることも考えられ、需要側、供給側ともよく考えなければならない問題。
- 第3号被保険者は税制以上に難しいので、女性の参画が進むことで第3号の対象者が減少し、自然と制度自体がシュリンクしていくのを待つのか、あるいは取組を打つのか、議論すべき。
- この分野では、個人と世帯がアドホックで用いられているのが混乱を招いている。人権の視点からは個人が重視され、社会生活の視点からは世帯が重視されるが、考え方を整理したい。
- 税や社会保障制度は、具体的な検討は別の場で進んでいるが、参画会議としても基本的な方向性を書くべき。
- 配偶者控除や第3号被保険者の問題について、例えば合同会議を開催するなど、何らかの形で参画会議が絡めないか。

6 **男女共同参画の推進に向けた国民の理解の促進**

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた国の広報戦略や広報手法をどのように考えるか

【専門調査会等における御意見】

- 男女共同参画のメリットが国民一般に届いていないのでは。男女共同参画は少子化対策に効果があるなど、具体的にイメージできるように伝えるべきでは。
- 固定的性別役割分担意識に関する個人の意識は相当変わっているが、企業の考え方や制度が追いついていない面があるのでは。
- 情報発信は、どのぐらいの国民に効果が及ぶか規模感を考えることが大事では。
- 広報活動は、若者向けにSNS等の活用にも力を入れることが大事では。
- 子供の教育に関しては、固定的性別役割分担意識の払拭にとどまらず、男女共同参画の実現に向けてどうすべきかを提示するような教育を進めてもらいたい。

(2) 男性（夫・父親、企業の経営者・管理職など）の意識改革をどのように進めるか

【専門調査会等における御意見】

- あらゆる項目について、男性型の価値基準、性別役割分担意識など男性の問題が一番の根本にある。ここを変えれば女性の参画は進むのでは。
- 日本では1970年生まれの世代から伝統的な役割分担意識に回帰傾向が見られる。2012年の内閣府の調査でも、20代後半の女性にその傾向が見られる。そうした意識状況を踏まえ、どのようにして政策を展開すべきか検討しても良いのでは。

(3) （世論形成に大きな影響力を有する）放送・新聞・出版業界における女性の参画を進める観点から、どのような取組が必要か（再掲）

【専門調査会等における御意見】

- メディアについては、意識改革の分野でも扱うなど、基本的考え方の部分に加えて、別の分野にも盛り込んでおく必要があるのでは。
- メディアについて、分野として立てた方がわかりやすく、経営者も労働者も意識するようになる（3次計画の際は実際意識するようになった）。
- **メディアに所属する人を対象としたシンポジウムなどは、小規模でも有意義との声も多く、積み重ねていくことが重要。**
- **メディアや教育も、女性活躍推進法の対象。これらの分野毎に、指針やガイドラインを整備することが必要では。**

- (4) 発達段階（学校教育～社会人教育）に応じて、男女共同参画の意義やライフプランニング、キャリア形成などについて体系的に学ぶ機会を提供するには、どのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- キャリア教育の効果範囲についての定量的把握が必要では。
- 結婚や出産の意義を教えるなど、親になるための準備教育が重要では。
- 男女共同参画に係る理解促進の教育について、結婚や出産の意義をきちんと伝えられていたか、改めて検証すべきでは。
- 育児・家事等の意識を含め、男女共同参画の意識は小さな頃から身につけていると家庭の中でも当たり前になる。学校教育で取り上げてほしい。
- 家事や育児は本来、男女で分担する「負担」ではなく、人間の本質として行うものという前向きな考え方を、特に男性の意識を変える文脈に取り入れる必要があるのでは。
- 子供が塾通いなどで忙しく、家族の構成員としての役割（家事の手伝い等）を果たせなくなるのは問題。そこに焦点を当てた取組を行わなければ、長い目で見て、理解促進に悪影響があるのでは。
- 男性の責任・役割についてばかり記述するのではなく、男女双方が果たすべき役割についてバランスをとるべきでは。
- 女子学生が理系に進まない背景には、退職や再就職に関し現実以上に困難なイメージを母親や教員からすり込まれていることがある。支援制度だけではなく、正しい情報を教えることが必要。

- (5) 女子学生の高等教育（大学、大学院等）への進学に対する支援をどのように充実させるか（再掲）

【専門調査会等における御意見】

- 女性の方が先進国では進学率が高いので、そこを重点強化すべきでは。
- 大学院への女性の進学率がほとんど増えていない実情に鑑み、大学院進学のための幅広い対策を検討すべきでは。
- ソーシャルキャピタルの考え方が重要となっており、それを入れた項目が必要。

- (6) 中学校、高等学校における女性教員の採用の拡大、採用割合と管理職割合の乖離の是正には、どのような取組が必要か（再掲）

【専門調査会等における御意見】

- 小中高校の女性管理職比率は非常に低いが、今後どのように改善していくか。
- メディアや教育も、女性活躍推進法の対象。これらの分野毎に、指針やガイドラインを整備することが必要では。
- 体育教師に女性が極めて少ない。男性は「より強く、より高く、より速く」の価値観で授業をしてしまう傾向があり、また、生涯の健康管理という側面を教えるためにも、女性の参画が必要。

7 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

- (1) 3次計画掲載の「防災」の取組に加え、4次計画では「復興」の取組を充実させる観点から、どのような要素を盛り込むべきか

【専門調査会等における御意見】

- 防災・復興を独立した形で設けてほしい。3次計画では「地域」に含まれていたが、震災発生以降、男女共同参画の課題が多岐にわたり表面化しており、男女共同参画の重要性をさらに強調していく意味で効果的。
- 弱者としての女性だけではなく、支援者の側として活躍する女性を取り上げることも重要。
- 避難所運営にも女性が責任者としてしっかりと入っていくことが必要では。
- 消防団の男女共同参画を進めていくことが大事では。

- (2) 防災・復興のために必要な対策・対応に男女共同参画の視点を取り入れるべく、女性の参画を拡大していくためには、さらにどのような取組が必要か（再掲）

【専門調査会等における御意見】

- 市町村の防災会議の女性委員の割合を増やすことも大事では。

- (3) 東日本大震災などの経験を踏まえ、どのように国際的に貢献していくべきか。

【専門調査会等における御意見】

- 女性が震災対応の担い手として活躍したことを踏まえ、その実績を世界に向けて強く発信していくべき。
- 公的機関だけではなく、企業やNPO、NGOが海外の会議に行ける環境の整備や、日本での国際会議の誘致が国際貢献のために有効では。

- (4) 「兵庫行動枠組 2005-2015」（2005年の第2回国連防災世界会議で採択された世界の防災活動の指針）の後継枠組の策定を見据え、どのように取組を進めるか

8 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

(1) 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応をどのように進めるか

【専門調査会等における御意見】

- 女子差別撤廃委員会の見解で示された内容を、どのように推進していくか検討が必要ではないか。
- 女子差別撤廃条約選択議定書の早期締結については、改めて真剣に検討すべきではないか。
- 監視のサイクルが受け身になっている。主体的に動くため、例えば見解が出た時点でどのように対応するかを各省に決めさせ、取組の進捗を監視するPDCAを回すことが必要。
- 女子差別撤廃委員会の見解などについては、国会議員全員に対する周知の取組も必要ではないか。
- 国会議員への周知とあるが、事実上の不平等など本質的な問題をどう理解してもらうかが重要。
- 聞く会は、国際的な基準・規範、動向等の周知に役立っているが、働く女性、大学生等のため、インターネット配信などを検討してもらいたい。

(2) 男女共同参画に関する分野において、我が国が国際的なリーダーシップを発揮していくため、どのような役割を果たすべきか

【専門調査会等における御意見】

- ODA大綱の見直しに際しては、女性がプロセスに主体的に参画するという視点を明確にすることが必要ではないか。
- APEC女性と経済フォーラムに、女性リーダー、今後活躍が期待される女性を参加させることは、女性の活躍推進のため大事であり、引き続き取り組んでももらいたい。
- 女性が輝く国際シンポジウム(WAW!)は、今後も定期的を開催してもらいたい。

(3) 「ポスト2015年開発アジェンダ」※の策定を見据え、普遍的な理念や目標を計画全体に反映させる観点から、どのような内容を盛り込むべきか

※ 3次計画の成果目標にも設定されている「ミレニアム開発目標(MDGs)」の達成期限が2015年であることを踏まえ、現在策定に向けた議論が進められている、2015年以降の国際的な開発目標。昨年9月公表の「持続可能な開発目標(SDGs)報告書」では、「男女共同参画及びすべての女性及び女児のエンパワーの達成」が目標の1つとして設定されている。

IV 女性の安全・安心の確保

9 生涯を通じた女性の健康支援

(1) 男女の性差や、ライフステージの各段階における女性の心身の変化に着目した健康支援について、どのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- 更年期の女性の健康上の問題及び解決策を、女性自身及び経営者や人事部に情報提供する必要があるのでは。
- 検診の在り方については、男女の性差及びコストベネフィットを考慮した上で組み直すことが必要では。
- 不妊治療が大きな負担になっている現状があるため、3次計画の内容は引き続き記載し、さらに書き足してほしい。

(2) リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する考え方について、どのように盛り込むか（産む・産まないの選択、10代女性の中絶増加への対応など）

【専門調査会等における御意見】

- リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、子どもを持つ・持たないという選択肢も十分に尊重すべきということを、広く一般に周知してほしい。
- 健康分野で一番重要なのは女性の性的自己決定権。中でも10代女性の人工妊娠中絶数が減少していないことが最も対処すべき点では。
- 人工妊娠中絶の方法は、世界標準からかなり遅れているので、新しい方法を積極的に取り入れるようにしてほしい。
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、性教育については、バランスのとれた論点が必要では。

(3) 女性の心身や性に関する教育について、どのように盛り込むか

【専門調査会等における御意見】

- 女性の身体のメカニズムを学校教育の中で教えてほしい。
- 体育教師に女性が極めて少ない。男性は「より強く、より高く、より速く」の価値観で授業をしてしまう傾向があり、また、生涯の健康管理という側面を教えるためにも、女性の参画が必要。

(4) 女性医師の両立やいったん離職・休職した女性医師の復職、医療機関や関係団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大には、どのような取組が必要か（再掲）

(5) スポーツ分野におけるセクシュアルハラスメントの防止、母性の保護などについて、どのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- 2020年東京オリンピックの開催を意識したい。競技者と指導者に関する男女共同参画上の課題について、2020年に向けて検討すべきでは。
- スポーツ選手が、減量などで母性を損ねることがある。生理がとまって、若いのに骨粗しょう症を呼び起こして骨折をする。女性の生理、母性との関係について、特に男性指導者に知識を身につけてもらうことも必要では。

10 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 配偶者暴力防止法改正を踏まえて、とりわけ、交際相手からの暴力（デートDV）について、どのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- すべての国民が、その教育課程において、少なくとも一度は「女性に対するあらゆる暴力に関する予防教育・学習」を受ける機会を与えられるべきでは。

- (2) ストーカーについては、現在、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」の中の一項目となっているが、どのような記述とすべきか

- (3) 性犯罪への対策の推進

ア 性犯罪に関する罰則の強化等

法務省の有識者会議における検討状況を踏まえ、どのような記述とすべきか

イ 性犯罪被害者の総合支援の推進

ワンストップ支援センターの設置をはじめとする、性犯罪被害者の総合支援の進捗を踏まえ、どのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- 地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設について検討するのであれば、弱い人の味方となるような法規制を行っていくべきでは。
- 強姦罪の見直しなど、性犯罪に対する罰則の在り方を検討することは3次計画の中に書き込まれたテーマであり、一定の検討結果を出すべきでは。
- 性犯罪被害者支援について、警察に被害届を出さなかった場合、保険診療がどのような扱いになるのかを、次の計画では一步踏み込んだ形で検討すべきでは。
- 一番知識が必要な産婦人科医、かかりつけ医、救急を扱う医師が性暴力の扱いを知らないので、医学教育の中で、性犯罪被害、DV被害も取り扱ってほしい。
- 法務省の検討を踏まえ、男性の性的被害をどう考えるか、女性の被害が埋没しないよう配慮しつつ、検討すべきでは。
- 子供に対する性暴力も大きく取り上げてほしい。また、法改正を踏まえた、児童ポルノの規制に係る取組を進めるべき。
- 民間シェルターにおける自立支援について、その活用と婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターと一体となった支援体制の強化について明記すべきでは。

(4) LINEやFacebookなどのSNSを通じた、とりわけ若年層を対象とする暴力の社会問題化、私事性的画像記録の提供被害防止法（「リベンジポルノ防止法」）の成立を踏まえて、どのような取組が必要か

(5) 加害者更生についての社会的関心の高まりを踏まえて、どのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- 加害者対策（更正）が重要だが、有効な方法が確立されていないのでは。厚労省に研究班をつくり、研究レベルから検討を始めるべき。
- 加害者対策のノウハウ等も含めた公的な組織作りの制度化について、4次計画に書き込むべきでは。

(6) メディアにおける性暴力表現について、どのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- 男性は意図していないかもしれないが、女性側からすれば性的な表現と受け取れる場合もあり、自主規制にとどまらず、一步踏み込む必要があるのでは。
- 子供に対する性暴力についても大きく取り上げてほしい。法改正を踏まえた、児童ポルノの規制に係る取組を進めるべき。

11 困難を抱えたあらゆる女性が安心して暮らせる環境の整備

(1) ひとり親家庭が増加する中、経済的自立の支援として(仕事・養育費・生活拠点の確保など)、どのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- 最も深刻なのはひとり親の問題。一般的な政策にプラスアルファが必要で、ポジティブ・アクションが最優先で必要な分野。
- 離婚の際に養育費の取決めが確実に行われるように、少なくとも公正証書を作成する、できれば調停調書作成を促すことが必要では。
- 養育費について、国が立替払するなど強制的に取り立てるような制度を検討すべきでは。
- 養育費を国が取り立てるとなると大きな議論になるので、養育費を支払わない元配偶者の勤務先や収入の把握に協力するなどの改善策から検討してはどうか。
- 今の家庭裁判所の実務では、養育費は請求時からしか認められないが、請求時より前の養育費も認めるべきでは。
- 結婚中の男性の育児参加の支援だけでなく、離婚後も男性の育児参加について目配りする必要があるのでは。
- 公営住宅が増えない中、民間の住宅にシフトしていくが、連帯保証人問題について、居住者と自治体の支援を行うことを検討できないか。
- ハーグ条約について、DVの観点から実施状況の評価をすべきでは。

(2) 性別に起因する課題を抱えた高齢者、若年者、障害者、外国人等に対する取組について、どのようなところに重点を置くか

【専門調査会等における御意見】

- 例えば貧困、ひきこもり、若年層自立、高齢者など、各専門分野で取組が行われている分野について、男女共同参画として扱う項目にメリハリをつけるべきでは。
- 高齢女性の貧困の背景として、低年金・無年金の問題があるのでは。
- 女性の貧困はますます大きな問題になっている。しっかり書くべき。
- 家事手伝いとして扱われるため見えにくい「ニート女子」へのサポートも重要では。
- 無料法律相談は直接面談する必要があるが、高齢者、障害者、外国人等、直接相談に行くのが困難な人が利用しやすい制度にできないか。
- 婦人相談所が、問題解決のための専門性等の機能を十分に備えた施設となるよう、措置すべきでは。
- (高齢女性の年金の例などを示しつつ、) 若者、高齢者などの対立をあおってはいけないが、優先順位をつけられない問題について、検討の際には儒教的ではなく互恵的な視点が重要では。

V 推進体制の強化

- (1) 男女共同参画の視点からの国の予算編成・立法や調査研究（ジェンダー統計、国際比較データの把握など）についてどのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- 地域で取組を進める立場から言うと、男女共同参画の視点からの予算編成や地域の基盤を推進体制に入れるのは重要。
- 負担軽減のためという理由で男女別統計を取らないということは通らないのでは。
- 日本が遅れているという観点を活用すべく、国際的な調査などをもっとやっていくべきでは

- (2) 計画の推進状況に関する監視機能の強化や各省大臣への意見陳述など、計画の推進に当たっての男女共同参画会議等の活用についてどのように考えるか。

【専門調査会等における御意見】

- 男女共同参画会議が責任を持って、成果目標の進捗状況を毎年見直し、必要に応じ追加の取組を行う必要がある。5カ年を粛々やれば良いのではなく、毎年監視機能として取り組むべきでは。
- 都道府県の審議会の監視機能を活用していくことも一案では。

- (3) 地域の推進体制の強化に向けて、どのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- 地方自治体、国の地方支分部局、経済団体・企業、教育機関、市民活動団体等が連携して取り組むことが必要ではないか。

(4) 地方自治体の推進体制の強化に向けて、どのような取組が必要か（自治体における担当部署の強化、条例制定、計画策定への支援、財政支援の在り方など）

【専門調査会等における御意見】

- 地方の男女共同参画について、推進する仕組み、責任者が誰か、曖昧な印象があるので、進めるためにはそういうことをきちんとやるべきでは。
- 町村に男女共同参画の担当部署がないところもある。国の施策はそこまで視野に入れて実効性を図るべきでは。
- 地方の男女共同参画セクションは、疲弊しているところがあり、男女共同参画の名前が消えていたり、予算が削られたりということもある。むしろ女性活躍推進を担当しているのは労働や経済部の方。国でコミットするならば、援助する必要があるのでは。
- 地方自治体の男女共同参画所管課の疲弊は深刻。一方で、地方創生等があり、男女センターの位置付けは重くなる。
- 自治体の男女共同参画所管課は、「関係予算は産業労働部が押さえておりできないことがない」との意識を持っているところが多いが、組織内の横串的機能の発揮など、できることはある。
- 成果目標の設定に関し、国が設定した目標を受けて、地方が目標を設定することが可能となるような、項目のあり方を考える必要があるのでは。
- 3次計画では、条例作成に係る情報共有が盛り込まれたが、条例よりも現場に近い行動計画等の作成に係る情報共有など、支援体制整備について4次計画に盛り込むべき。
- 地域ネットワークや構成する主体ごとのより具体的な役割などを明確にするとともに、構築されたネットワークが今後とも維持され、当該ネットワークを活用した地域の男女共同参画や女性活躍推進に向けた取組が、継続して行われるよう国の支援について明記すべきでは。

(5) 国立女性教育会館、男女共同参画センター等における支援機能の強化のため、どのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- 地方自治体の男女共同参画セクションの疲弊は深刻。地方創生の取組等があり、男女センターの位置付けは重くなる。
- 男女センターについて、例えば啓発系セミナーを平日に開催して本当に来たい人が来られないなど、無駄遣いがある。一方、少数精鋭で継続的な教育を行う取組など、実効性あるもある。本当に役に立つ取組をするようにしてほしい。